

# 債権者登録コード体系

債権者等の区分	コード体系	説明	
一般債権者	0XXXXXXXXXX ① (例) 固定電話：0245217555 携帯電話：09012345678	①：先頭1桁は、区分コード「0」で固定 固定電話の場合は、市外局番を含む電話番号(10桁) 携帯電話の場合は、電話番号(11桁)	
国・市町村 (債権・債務者共通)	1 XXXXX XXXXX ① ② ③  (例) 福島市 107201 (支払証払) 107201 1 (口座振替払)	①：区分コード「1」(固定) ②：国(9+所管庁コードの下4桁) 市町村(都道府県コード2桁+市町村コード3桁) ③：空白(5桁) ただし、県内市町村で口座振替払の場合、1を付与。 公共料金等の支払証払 107XXX 補助金交付金等の口座振替払 107XXX 1 (原則「1」で固定)	
資金前渡経理者	2 XXXXX XXXXX ① ② ③ (例) 各執行機関の通番 200001	①：区分コード「2」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定されるため入力不要 ③：00001からの通番 ※コード入力の際は、①+③の6桁のみ入力。②は、システム内部で保持しており、画面には表示されない。	
公金振替用執行機関 (債権・債務者共通)	3 XXXXX XXXXX ① ② ③ (例) 出納局 355015	①：区分コード「3」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定なし(入力が必要！) ③：空白(5桁) ※資金管理で使用するため、399994~399999のコードは使用不可。	
その他の債権者	・電話番号のない債権者 ・会計年度任用職員 ・個別システムの債権者等	4 X XXXXX XXXXX ① ② ③ ④ (例) 出納局内の団体 4K550150001  ※②で一般に使用できるアルファベットは、K、L、Mのみ。 【参考】A~J：個別システム(特定の執行機関)で使用。N ~Z：財務会計システム管理者で使用。	①：区分コード「4」(固定) ②：アルファベット<K=各課公所に所在する団体> <L=電話番号のない債権者> <M=会計年度任用職員> ③：執行機関コード(5桁)→自動設定なし(入力が必要！) ④：00001からの通番
	・ヤマト運輸(株)	4M XXXXX ヤマト 1 ① ② ③ ④	①：区分コード「4M」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定なし(入力が必要！) ③：ヤマト(半角カタカナ3桁、固定) ④：X(原則「1」で固定。複数登録が必要な場合のみ、2~9使用可)
	・建設業関係の債権者	4 XXX XXXXXX X ① ② ③ ④ ※各執行機関からの申請により、出納局出納総務課が新規登録を行う。(出納総務課以外は登録不可。)	①：区分コード「4」(固定) ②：建設業者の種別(3桁) ③：業者番号(6桁) ④：管内コード(1桁) ※各コードの詳細は、財務会計システム業務概要を参照。
基金(福島県会計管理者)		出納局出納総務課が新規登録、変更を行う。 ※出納総務課以外は登録不可。	
戻出の債権者	6 XXXXX XXXXX ① ② ③ (例) 出納局 65501500001	①：区分コード「6」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定なし(入力が必要！) ③：00001からの通番 ただし、債務者コードから債権者コードに自動変換する場合は、下記(※)の通り入力する。  ※《416》債権者登録画面で、処理区分「1 登録」を選択し、債権者コード欄に「債務者コード6桁(5+XXXXX)」を入力して送信すると、戻出用債権者コードに自動変換する旨のメッセージが表示される。OKボタンをクリックすると、戻出用債権者コード11桁(6+執行機関コード+XXXXX)に自動変換するとともに、債務者情報に基づき「氏名」欄から「電話番号」欄までの情報が表示されるので、「支払方法」欄以下の必要項目を追加入力する。	
旅費委任代理人	8 XXXXX XXXXX ① ② ③ (例) 各執行機関の通番 890001	①：区分コード「8」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定されるため入力不要 ③：90001からの通番 ※コード入力の際は、①+③の6桁のみ入力。②は、システム内部で保持しており、画面には表示されない。	
戻入の債権者 (=納入者)	9 XXXXX XXXXX ① ② ③ (例) 出納局 95501500001	①：区分コード「9」(固定) ②：執行機関コード(5桁)→自動設定なし(入力が必要！) ③：00001からの通番  ※支出負担行為の債権者と納入者が相違する場合及び個別システム分(庶務システムで処理する旅費等)の戻入の場合は、当該債権者登録が必須となる。なお、「支払方法」欄以下の項目は、入力不要。	

## ● 債権者コードの「枝番」について

財務会計システムの更新に伴い、令和2年9月23日から債権者の管理を債権者コード(11桁)と「枝番」(新設2桁)の組み合わせで行う。債権者登録における枝番の取扱いは次のとおり。

- 新規登録
  - ・新規登録では、枝番は入力しない。
  - ・登録実行時に債権者コード(11桁)が未使用の場合は、「枝番」に「01」が自動的に設定される。
  - ・登録実行時に債権者コード(11桁)が使用済みの場合は、「枝番」が「02」から「99」まで自動的にカウントアップされる。
  - ・令和2年9月18日までに登録された債権者コードは、枝番に「01」を付けて移行した。
- 変更登録
  - ・変更登録では、債権者コードと枝番を入力して照会し、変更登録する。なお、この場合は、枝番の数字は変わらない。
- 国・市町村等に係る枝番の取扱い
  - ・債権者コードとしても使用する先頭1始まり(国・市町村)及び3始まり(公金振替用執行機関)の債権者コードは、枝番を「01」に固定する。